



ブロッコリー

(レシピは中のページにあります。)

福井の暮らし life



発行/福井県生活安全課・福井県消費生活センター

- 家庭教師の契約では指導に必要とした学習教材も解約できます。
- 原料の原産地が表示される食品がぐ〜んと広がりました!

家庭教師の契約では 指導に必要とした学習教材も解約できます。

家庭教師の契約では、子どもが実際にその指導を一定期間受けてみないと内容が期待どおりのものかどうかわかりません。そのため、2か月を超えて5万円以上の契約であればクーリング・オフ制度に加えて、理由を問わず中途解約できます。指導のために必要だとして契約した学習教材もその対象となります。しかし、家庭教師の解約に応じても学習教材の解約にはなかなか応じようとしめない業者もいます。



事例

家庭教師の話を聞いて欲しいという電話があり、「教材の販売は一切しない」と言ったので訪問を受けました。しかし、販売員は「家庭教師はこれらの教材を使って教える。買ってもらわないと教えられない」と教材の契約を数時間にわたり勧めてきたため、仕方なく中学3年間分の高額な教材(約50万円)の契約もしました。しかし、半年たっても家庭教師はほとんど教材を使わず、態度も悪いので、不信感がつり、解約を申し出たところ、「家庭教師の中途解約はできるが、教材は解約できない」と言われました。納得できないのですが・・・

(相談者 40代女性)

処理経過

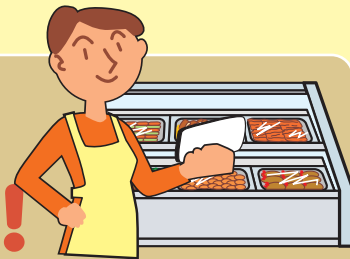
このご相談の場合、教材の販売は一切しないと言いながら、家庭教師の指導に教材は必要と長時間勧めていること、ほとんどその教材を使わなかったこと等の問題があります。また、家庭教師の指導に必要とした学習教材の中途解約については契約書面への記載が義務づけられているのに、記載されていませんでした。そこで、相談者には書面で中途解約の意思表示を行うよう助言する一方、センターからも問題点を指摘した結果、家庭教師については6か月分の授業料と、解約手数料として授業料の1か月相当分の金額を支払い、書き込みをしていない教材については買い取ってもらうことになりました。



トラブルにあわないために

- ①販売員のセールストークが事実と違う場合があるので、必ずメモをとりながら説明を受け、契約書で確認する。
- ②一度に多量・多額な学習教材を勧める業者には注意をする。

原料の原産地が表示される食品がぐ～んと広がりました！



これまで、JAS法により生鮮食品には原産地を表示することが義務付けられていますが、加工食品については、うなぎ蒲焼や野菜冷凍食品などの一部の品目および輸入品を除いて、原産国名等の原産地表示は義務付けられていませんでした。

ところが近年、食品の品質に関する消費者の関心が高まり、国内で製造・加工される加工食品の原料原産地についても品質に関する情報として重要視されるようになってきたことから、平成18年10月2日からは、**生鮮食品に近い加工食品にも主な原材料の原産地表示が義務付けられました。**

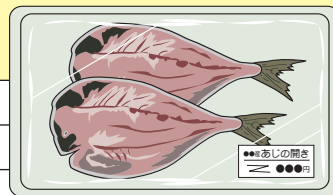
「どのように表示されるのですか？」

【基本的表示例】

名 称	あじの開き
原材料名	真あじ (A国)、食塩
内 容 量	1尾
消費期限	枠外(株)に記載
保存方法	10℃以下で保存してください
製 造 者	××株式会社 ××県〇

または

名 称	あじの開き
原材料名	真あじ、食塩
原料原産地名	A国
内 容 量	1尾
消費期限	枠外下部に記載
保存方法	10℃以下で保存してください
製 造 者	××株式会社 ××県〇



【複数の原料原産地表示例】

重量の多いものから順に記載

名 称	乾燥〇〇
原材料名	〇〇 (A国、B国、その他) ××、△△
内 容 量	100g

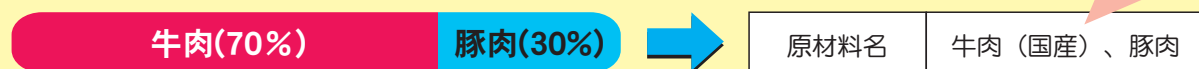
上位2か国以外は「その他」として表示が認められています。

「すべての原材料の原産地が表示されるのですか？」

原産地の表示が義務付けられるのは、主な原材料であり、原則として**原材料に占める重量割合が50%以上のもの**に限られています。

合挽肉の場合 (この例では、主な原材料は牛肉)

【表示例】



牛肉の原料原産地について表示されています。

※店舗によっては豚肉の原産地も表示しています。

また、次の場合は表示義務の対象外となっています。

- 1 容器に入れられていない加工食品、または包装されていない加工食品 (加工食品がショーケース内で販売されている場合、自分で袋に詰める場合など)
- 2 スーパーなどの店舗内にある調理場で加工され、販売された商品
- 3 レストランなど飲食設備での飲食物

旬はブロッコリー



『ブロッコリーとマイタケの春巻き』

～ 材 料 ～ (4人分)

- ブロッコリー 1/2株
- マイタケ 1/2パック
- スライスチーズ 8枚
- 春巻きの皮 8枚
- 揚げ油 適量



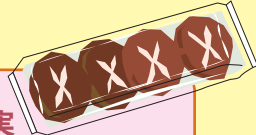
～ 作 り 方 ～

- 1 ブロッコリーを小房に分けてラップにくるみ、電子レンジで30秒ほど加熱する。
- 2 スライスチーズの上に加熱したブロッコリー1～2房と小分けしたマイタケのをせ、スライスチーズでくるむように巻き、春巻きの皮で包む。
- 3 180℃に熱した揚げ油で春巻きの皮がきつね色になるくらいまで揚げる。食べる前にお好みで塩・こしょうをふってもよい。

「どんな食品の原料原産地が表示されるようになったのですか？」

平成18年10月2日から新たに原料原産地表示が義務付けられたのは、次の食品群です。

農産加工品



- ①乾燥きのこ類、乾燥野菜、乾燥果実
乾燥しいたけ、乾燥スイートコーン、かんぴょう、切り干しだいこん、干し柿、干しぶどう等
- ②塩蔵きのこ類、塩蔵野菜、塩蔵果実
- ③ゆで、または蒸したきのこ類、野菜、豆類およびあん
ゆでたたけのこ、ゆでたぜんまい、下ゆでしたごぼう、ふかしたさつまいも、生あん等
- ④異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実、野菜や果実およびきのこ類を異種混合したもの
カット野菜ミックス、カットフルーツミックス等
- ⑤緑茶
普通煎茶、玉露茶、抹茶、番茶、ほうじ茶等
- ⑥もち
まるもち、のしもち、切りもち、草もち、豆もち等
- ⑦いりさや落花生、いり落花生、いり豆類
- ⑧こんにゃく

水産加工品



- ①素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、こんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類
みがきにしん、あじ開き干し、しらす干し、だしこんぶ、板のり、ひじき等
- ②塩蔵魚介類、塩蔵海藻類
塩さんま、塩さば、塩かずのこ、塩たらこ、塩いくら、すじこ、塩うに、塩わかめ等
- ③調味した魚介類、海藻類
まぐろ醤油漬け、甘鯛の味噌漬け、もずく酢等
- ④ゆで、または蒸した魚介類、海藻類
ゆでだこ、ゆでかに、ゆでほたて、蒸しだこ、釜揚げしらす、釜揚げさくらえび等
- ⑤表面をあぶった魚介類
かつおのたたき等
- ⑥フライ種として衣を付けた魚介類
衣をつけたかきフライ用のかき、衣をつけたムニエル用のしたびらめ等

畜産加工品



- ①調味した食肉
塩、こしょうなどで味付けした牛肉、タレ漬けた牛肉、みそ漬けた豚肉等
- ②ゆで、または蒸した食肉、食用鳥卵
ゆでた牛もつ、蒸し鶏、ゆで卵、温泉卵等
- ③表面をあぶった食肉
鶏ささみのたたき等
- ④フライ種として衣を付けた食肉
衣を付けた豚カツ用の食肉、衣をまぶした鶏の唐揚げ用の鶏肉等
- ⑤合挽肉、その他異種混合した食肉
合挽肉、成形肉（サシロウキ）、焼き肉セット等

農産加工品④または畜産加工品⑤に掲げるもののほか生鮮食品を異種混合したもの

ねぎま串（加熱されていないもの）、生鮮食品のみで構成される鍋物セット等



以下のものは、生鮮食品に近い加工食品とはみなされないため、原産地表示義務付けの対象外です

【農産加工品】

乾燥粉末パセリ、野菜の煮物、カット野菜にドレッシングのかかったもの、あんを入れたもち、バターピーナッツ 等

【水産加工品】

粉末わかめ、みりんぼしいわし、練りウニ、へしこ、タレをかけたかつおのたたき、加熱調理したもの 等

【畜産加工品】

豚肉生姜焼き、焼き豚、燻製卵、ローストビーフ、牛たたきにタレをかけたもの(※)、鶏肉にシソを巻いて衣を付けたもの 等

※【牛のたたきにタレをかけたもの】

牛肉の表面をあぶった後に味付けしており、生鮮食品に近いとはみなされないため原産地表示の対象外です。
タレが小袋で添付されている場合は、表面をあぶった食肉として原産地表示の対象となります。



消費者豆知識

食品表示クイズ

次のうち、平成18年10月2日より原料原産地表示が義務付けられたのはどれでしょうか？

- ①豆腐
- ②焼豚
- ③しらたき

(答えは最後のページにあります。)

<お問い合わせは>

福井県農林水産部食の安全安心課
電話0776-20-0424

価格の動き

県調査結果 ※石油製品については、(財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センター調査

● 17年
● 18年

福井市消費者物価指数

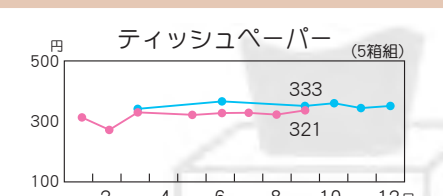
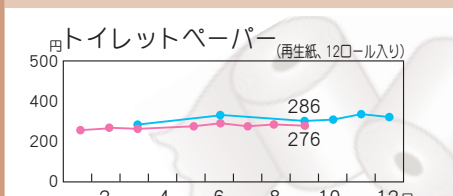
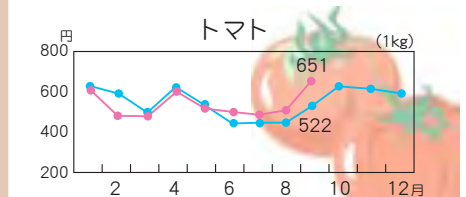
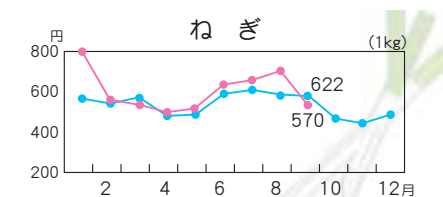
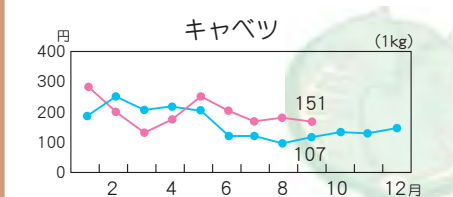
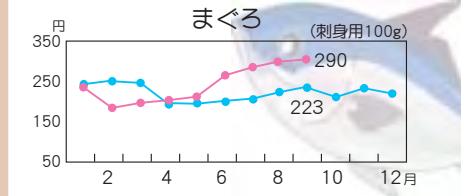
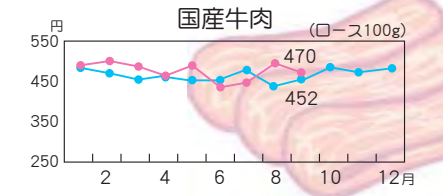
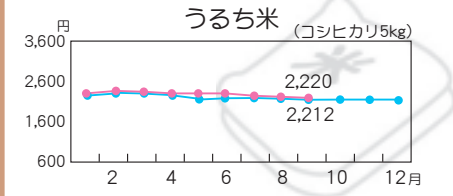
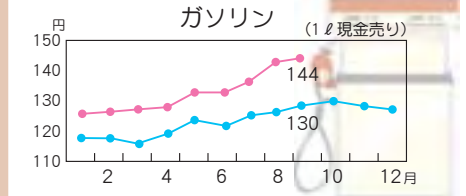
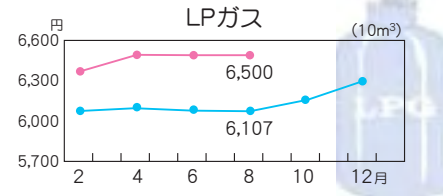
平成18年8月 速報値(平成17年基準)

総合指数 100.8

前月比 (+)0.8%

前年同月比 (+)1.2%

※福井県情報政策課調べ



近年の原油価格の高騰を受けて、今後ティッシュペーパーやラップなどの小売価格にも影響が出ることが予想されます。今後は、価格動向に注目するとともに、今一度日常生活を見直すなど生活必需品の利用について節約に努め、消費者として冷静な行動に心掛けましょう。

消費生活関連イベント(平成18年11月)

日時	イベント名	開催場所	問合せ先
9日(木) 10:00~12:00	消費者講座 「住まいのお手入れ」	県民会館 205号室	(社)ふくい・くらしの 研究所 (0776)27-0626
10日(金) 13:00~15:00	講師 県建築士会	嶺南消費生活センター	
18日(土)~19日(日)	2006 エンジョイ食育フェア	福井県産業会館 2号館	県農林水産部 販売開拓課 (0776)20-0421
23日(木) 9:30~12:30	食育を考えるフォーラム	福井商工会議所ビル コンベンションホール	
29日(水) 13:00~15:00	消費者講座 「食品の宣伝広告から学ぶ」	嶺南消費生活センター	(社)ふくい・くらしの 研究所 (0776)27-0626
30日(木) 10:00~12:00	講師 日本広告審査機構(JARO関西) 小西 健一氏	県民会館 205号室	

※「消費者講座」は、福井県が(社)ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

消費生活のご相談は... (個人情報苦情相談も受け付けています。)

福井県消費生活センター ☎ 0776-22-1102 FAX 0776-22-8190
〒910-0005 福井市大手3丁目11-17(県民会館2階)

福井県嶺南消費生活センター ☎ 0770-52-7830 FAX 0770-52-7831
〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

(受付時間 9:00~17:00 土・日曜日も相談を受け付けています。)

[福井県消費生活センターホームページ](http://info.pref.fukui.jp/seikatu/shohic/) <http://info.pref.fukui.jp/seikatu/shohic/>

市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

物価に関するご意見・ご質問は・..... 0776-20-0287 (生活安全課へ)

☎ 910-8580 住所記入不要

クイズ【答え】③ しらたきは農産加工品④こんにゃくに該当し、原産地表示が義務付けられました。

①および②は「生鮮食品に近い加工食品」に該当しないとされ、原料原産地表示の対象外です。

